

タクシー、トラック運転者の最低賃金について

最低賃金制度とは？



最低賃金制度の
PRキャラクター
「チェックマン」

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低限度を定め、使用者はその金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

したがって、使用者が労働者に最低賃金未滿の賃金しか支払っていない場合には、使用者は労働者に対してその差額を支払わなくてはなりません。

また、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則（50万円以下の罰金）が定められています。

タクシー、トラック運転者に適用される最低賃金額について

タクシー、トラック運転者の賃金制度が、オール歩合給の場合であっても、固定給と歩合給とが併給される場合であっても、給与額を1時間あたりに換算した金額が、都道府県ごとに定められた地域別最低賃金額未滿となったときは、最低賃金法違反となります（地域別最低賃金は毎年見直されますのでご注意ください。）。

鳥取県最低賃金（地域別最低賃金）は、

平成27年10月4日から 1時間693円

最低賃金額の算定には、次の賃金は含まれません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金

「鳥取県最低賃金」は、業種や規模及び常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、鳥取県内の事業所で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

実際の賃金と最低賃金との比較方法

実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金と適用される最低賃金を以下の方法で比較します。

【最低賃金の計算方法】

① 時間給の場合

時間給 \geq 最低賃金額（時間額）

② 日給の場合

日給 \div 1 日の所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）

③ 週給、月給等の場合

賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金（時間額）と比較します。

④ 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金算定期間において出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除した金額 \geq 最低賃金（時間額）

⑤ 上の①から④が混合している場合

例えば基本給が日給制で各手当（職務手当等）が月給制などのように混合している場合は、それぞれ上の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額（時間額）と比較します。

以下、例を挙げて説明します。（鳥取県最低賃金額は693円）

月給制の場合の換算方法（月によって所定労働時間数が異なる場合）

ある月の労働時間が以下のように仮定して、説明します。

月給	115,000円
年間労働日数	245日
労働時間/日	8時間

【時間当たりの賃金額の算出】

月給額 \div 1 か月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）
 $115,000円 \div ((245日 \times 8時間) \div 12か月)$
 $= 704円8銭$

この金額（704円8銭）が換算された時間額に当たります。

【最低賃金額との比較】

この時間額を最低賃金額と比較すると、

$704円8銭 > 693円$ （鳥取県最低賃金）

となり、最低賃金額を上回っていますので、最低賃金法には抵触しません。

固定給と歩合給が併給される場合

ある月の労働時間が以下のように仮定して、説明します。

月間総労働時間	200 時間	
所定労働時間	170 時間	時間外労働時間 30 時間
(1 年間における 1 カ月平均所定労働時間数)	深夜労働時間	15 時間

総支給額	1 49,988 円 (A+B+C+D)	
A 固定給	85,000 円 (ただし、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当を除く。)	
B 歩合給	42,000 円	
割増賃金	22,988 円 (C+D)	
C	固定給に対する時間外割増賃金	18,750 円 (85,000 円 ÷ 170 時間 × 1.25 × 30 時間)
	固定給に対する深夜割増賃金	1,875 円 (85,000 円 ÷ 170 時間 × 0.25 × 15 時間)
D	歩合給に対する時間外割増賃金	1,575 円 (42,000 円 ÷ 200 時間 × 0.25* × 30 時間)
	歩合給に対する深夜割増賃金	788 円 (42,000 円 ÷ 200 時間 × 0.25 × 15 時間)

A 固定給 85,000 円 (所定 170 時間)	C 固定給の割増賃金 20,625 円
B 歩合給 42,000 円 (所定 170 時間 + 時間外 30 時間)	D 歩合給の割増賃金 2,363 円

【時間当たりの賃金額の算出】

固定給と歩合給が併給されている場合は、それぞれ時間当たりの賃金額を算出し、これらを合算したものが時間当たりの賃金額となります。

○固定給部分について……………85,000 円 ÷ 170 時間 = 500 円

○歩合給部分について……………42,000 円 ÷ 200 時間 = 210 円

固定給と歩合給の時間当たりの合算額……………500 円 + 210 円 = 710 円

この金額 (710 円) が換算された時間額に当たります。

【最低賃金額との比較】

この時間額を最低賃金額と比較すると、

710 円 > 693 円 (鳥取県最低賃金)

となり、最低賃金額を上回っていますので、最低賃金法には抵触しません。

オール歩合給の場合

ある月の労働時間が以下のように仮定して、説明します。

月間総労働時間	200 時間	
所定労働時間	170 時間	
(1 年間における 1 カ月平均所定労働時間数)	時間外労働時間	30 時間
	深夜労働時間	15 時間

総支給額	1 30,975 円 (E + F)	
E 歩合給	124,000 円	
F	時間外割増賃金	4,650 円 (124,000 円 ÷ 200 時間 × 0.25* × 30 時間)
	深夜割増賃金	2,325 円 (124,000 円 ÷ 200 時間 × 0.25 × 15 時間)

E 歩合給 124,000 円 (所定 170 時間+時間外 30 時間)	F 割増賃金 6,975 円
---	-------------------

【時間当たりの賃金額の算出】

E の部分の時間当たりの賃金を、所定労働時間に関係なく、歩合給を得るために働いた月間総労働時間をもとに時間あたりの賃金額を算出します。

なお、歩合給とは別に時間外（30 時間分）及び深夜（15 時間分）の割増賃金の支払（上記図における F に相当する部分）が必要ですが、時間当たりの賃金額の算出にあたっては、これら割増賃金は算入しません。

$$124,000 \text{ 円} \div 200 \text{ 時間} = 620 \text{ 円}$$

この金額（620 円）が換算された時間額に当たります。

【最低賃金額との比較】

この時間額を最低賃金額と比較すると、

$$620 \text{ 円} < 693 \text{ 円 (鳥取県最低賃金)}$$



となり、**最低賃金額を下回る**ので、**最低賃金法違反**となり、**最低賃金額に達するまでの賃金の差額及びその差額に対する割増賃金を支払う必要があります**。

F の時間外と深夜の割増賃金は、最低賃金額との比較にあたって参入されません。

※ なお、歩合給の中に時間外及び深夜の割増賃金を含めている事業場（上図において E と F を合わせたものが歩合給となっているところ）も一部見受けられるようですが、このような賃金の支払方法は、歩合給相当部分と割増賃金相当部分の区分が不明確であり、割増賃金を計算する上での通常の賃金が明らかでないので、適切とはいえないものです。

したがって、このような賃金の支払方法を採用している事業場においては、まずは、歩合給相当部分と割増賃金相当部分を就業規則等において明らかにし、その上で、上記例に従って計算し、最低賃金額と比較して下さい。

※ 割増賃金は、歩合給を月間総労働時間で割って算出した基礎賃金額をもとに計算します。また、時間外の労働に対する時間当たり賃金、すなわち割増賃金率 1.25 のうち 1.0 に該当する部分は、すでに基礎となった賃金総額のなかに含まれているため、割増賃金率は 0.25 以上となります。

※ 時間外労働の割増賃金は月 60 時間を超えた労働時間については 5 割増以上です。（ただし、中小事業主については、当分の間適用が猶予されています。）

問合せ先 鳥取労働局労働基準部賃金室

(Tel 0857-29-1705、FAX 0857-23-2423)

鳥取労働基準監督署 (Tel 0857-24-3211、FAX 0857-24-3213)

米子労働基準監督署 (Tel 0859-34-2231、FAX 0859-34-2233)

倉吉労働基準監督署 (Tel 0858-22-6274、FAX 0858-22-6275)

鳥取労働局ホームページ <http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

(H27.10)